

# 大阪商業大学学術情報リポジトリ

## 近江屋猶之助両替店の大名貸債権ー「旧諸藩御証札員数目録」「証券覚日記」の分析ー

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 大阪商業大学商業史博物館 公開日: 2023-12-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 須賀, 博樹, SUGA, Hiroki メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://ouc.repo.nii.ac.jp/records/2000442">https://ouc.repo.nii.ac.jp/records/2000442</a>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 4.0 International License.



# 近江屋猶之助両替店の大名貸債権

——「旧諸藩御証札員数目録」「証券覚日記」の分析——

須賀博樹

はじめに

明治政府が藩債処分を開始する時点において、森本家近江屋猶之助（以下、近江屋と記す）の大名貸債権が記されている史料には「旧諸藩御証札員数目録」<sup>①</sup>、「証券覚日記」<sup>②</sup>、「旧公債五十ヶ年賦証券内訳」の三点がある（大阪商業大学商業史博物館所蔵 佐古慶三教授収集文書）。

「旧諸藩御証札員数目録 初戻り」<sup>①</sup>（本稿では以下「証札員数目録」と略す）は、作成年代は未詳だが、「証券覚日記」と内容を比べると、藩債処分での旧公債採用分や公債不採用となった藩債も記されてお

り、「証券覚日記」より以前の作成と考えられる。ここでは、藩が四二件、熊野三山が一件、元大坂町奉行が三件、旧幕府関係が二件の合計四八件について、残銀高・残金高<sup>②</sup>や利足銀高・利足金高が記されているが、それらの個別的な発生時期は記されていない。

「証券覚日記」<sup>③</sup>は、近江屋の債権でも、藩債処分での旧公債に採用された藩債が記されている。その内容順は、(1)藩債の発生、(2)藩債整理（藩債の長期年賦化、複数証文を一枚の証文への書き替えを含む）、(3)元入高（藩からの返済金銀額）、(4)藩債の残高、(5)明治政府による藩債処分での藩債の残高からの棄捐高・採用高の決定、(6)採用された銀高の金額への換算（つまり藩債処分での旧公債採用分）、(7)明治政府か

ら近江屋への旧公債交付高、(8)近江屋森本家における旧公債取引、という八つの過程が記されている。

「旧公債五十ヶ年賦証券内訳」<sup>(4)</sup>は、「証券覚日記」の(1)～(4)の過程の内容とほぼ同一で、国債局へ出された書付である。

筆者はこれまで、「証券覚日記」の(5)～(8)の過程の分析を行い、旧公債は額面価格よりはるかに低い相場価格でしか売買されなかったが、債務の返済でそれを用いられた場合には、売買される場合よりは高い価値で債務の相殺が行なわれたことを述べ、この近江屋の例からは、売買では額面価値より八〇～八四%の減価だったが、債務返済の手段としてならば約三〇%台の減価に止まった。このような背景には、無利息五〇年賦の旧公債であっても、債権者にとっては債務者に貸し倒れられるよりは、政府から確実に償還されるため、確実な債権回収手段の価値はあったと結論付けた。<sup>(5)</sup>しかし残された課題として、藩債処分直前までの藩債形成までは分析できておらず、そのため本稿の目的は「証券覚日記」の(1)～(4)の過程を分析対象としていきたい。つまり、「証札員数目録」(全容)から「証券覚日記」(旧公債採用分)への銀高・金高・金高(永)の変化や特徴を明らかにして、近江屋の大名貸の傾向を捉えていくことにある。

近江屋の大名貸債権に関しては、史料面でも「算用帳」「大福帳」等の会計帳簿は残されておらず不明な点が多い。わずかに残る史料に基づいて分析を行うため、限界が生じることは承知している。

## 一 大名貸債権

### 1 債権の全体傾向

「証札員数目録」と「証券覚日記」の内容を銀高・金高・金高(永)ごとに表したものが表1になる。表1における各項目について説明を加えたい(①～⑥)。

①「A・E・残銀高」「F・J・残金高」「K・O・残金高(永)」は近江屋の藩に対する貸付残高を示しており、「証札員数目録」と「証券覚日記」に記された二種類がある。

②「B・利息銀高」「G・利息金高」は藩への貸付残高に対する近江屋の未収利息に相当するもので、「証札員数目録」のみに記されている。

③「C・元銀高」「H・元金高」「M・元金高(永)」は近江屋の藩への貸付額全体を示しており、「証券覚日記」のみに記されている。

④「D・元入銀高」「I・元入金高」「N・元入金高(永)」は近江屋の貸付額全体に対して藩からの返済額を示している。これは「証券覚日記」のみに記されているが、①の貸付残高へと繋がっている。

⑤「証札員数目録」にある「A・残銀高(全容)」「B・利足銀高」「証券覚日記」にある「C・元銀高」「D・元入銀高」「E・残銀高(旧公)」の項目については、幕末の大坂で金相場が上昇し、銀価値が下落していった。それに伴って、藩へ貸付けた時期により出銀高を金へ換算していく相場も異なっていく。そのため、それぞれの「合計額」の銀額は一応の目安とする。

⑥本文の記述で、表1「旧諸藩御証札員数目録」(全容)に関係するものは以下、「全容」と略し、表1「証券覚日記」(旧公債採用分)に関係する時は以下、「旧公」と略す。

それでは次に、表1に表れている銀高・金高の関連性について考察していきたい。

表1「A…残銀額(全容)」と「E…残銀額(旧公)」が一致する藩には水戸・田原・加納・高槻・明石・豊津・秋月藩があり、ほぼ一致する名古屋藩を含めても八藩ある。同様に、表1の「F…残銀額(全容)」と「J…残金額(旧公)」が一致する藩は館藩のみで、ほぼ一致する豊津藩を含めても二藩のみである(表1の網かけの部分)。

このように、「員数目録」と「証券覚日記」の史料的相关性を読み取ることができる。そのため、「員数目録」に示された銀高・金高は、明治政府による藩債処分が行われる時期の、森本家近江屋の大名貸債権のほぼ全容を示した史料と見て差支えないだろう。その理由として、表1において「員数目録」に金銀額が表れているが、「証券覚日記」には金銀額が出ていない藩も多いことがあげられる。表1で「員数目録」から「証券覚日記」へ金銀額が出ていない藩については、次の三つの事情があげられる。

一つは、古債に指定されたため藩債処分では棄捐となった。二つは、藩債処分で新公債に採用された。それは「証券覚日記」が、藩債処分における旧公債採用分の形成過程と取引等を記載したものであって、新公債までは含まれていない。そのため、表1の「員数目録」の金銀

額の内から、旧公債採用分を除き、どの藩債が新公債に採用されたかについては不明である。三つは、明治維新で朝敵藩に指定されて、藩債処分で旧・新公債へは不採用となった藩債である。

次に、近江屋の貸付先の地域差について特徴を述べていきたい。貸付先は全国に及び、藩については分地・支藩も含め、東北(蝦夷地を含む)が四藩、関東が四藩、東海が六藩、北陸が三藩、関西が七藩、中国が四藩、四国が二藩、九州が一二藩である。他にも、元大坂町奉行が三件、旧幕府が二件、熊野三山が一件あり、貸付先の総数は四八件になる。その内、重複するものもあるが、銀債権があるのは三九件、金債権があるのは二七件になる。表1の「A…残銀額(全容)」と「F…残金額(全容)」を地方別に集計したものが、銀は図1-1、金は図1-2になる。その貸付額の大きさから地域的な差を見ると、残銀高では東北が七〇〇貫目台、九州が六〇〇貫目台・関西が三〇〇貫目台と続く。残金高では九州が二万九〇〇貫目台、東海が二万六〇〇貫目台、旧幕府が二万両台、関西が一万七〇〇貫目台と続いている。残金高では九州・東海が多いが、近江屋にとって御用金の面から旧幕府もかなり大きな債権者だったことも窺われる。そして、残銀高と残金高を併せて考察すると、額では九州が最も多くなり、次に関西もその多さが目立つ。

## 2 残銀高と利息銀高の分析

残銀高について、表1「A…残銀高(全容)」の分析をしていくこ

数目録] (全容) : 金		「証券覚日記」 (旧公債採用分) : 金			「旧諸藩・御証 札員数目録」 (全容) : 永		「証券覚日記」 (旧公債採用分) : 永			記事
G : 利息金高	H : 元金高	I : 元入金高	J : 残金高 (旧公)	K : 元金 高 (永) (全容)	L : 利息 金高 (永)	M : 元 金高 (永)	N : 元 入金高 (永)	O : 残金 高 (永) (旧公)		
両分朱	両分朱	両分朱	両分朱	文	文	文	文	貫 匁		
1,341	4,470	1,788	2,682						旧松前藩	
510										
100	1,160	60	1,100							
182 1 2						25.0				
56 3 1						110.0				
☆ 2,600 3						50.0			名古屋藩家老	
122 3 2	571 2	84 1 2	487 0 2							
	22,213 2 3	1,589 1	20,620	238,300		908.90	534.80	3,677.42		
☆☆ 12,680 2 2	200	82 1 2	117			95.0	25.00	600.00		
☆☆ 6,187 2 3						236.5				
39 1 1				99,000	26.9				和歌山藩支藩	
	12,000	600	11,400							
									長門萩藩支藩	
	3,248 2	64 3 3	3,183	12,500		12.50	32.75	542.25	旧小倉藩	
298 3 3									久留島修理、旗本	
1,289 1 1	11,909	1,427 1 2	10,481 2 2	118,444	87.1	3.46	0	3.46	福岡藩支藩	
									旧対馬府中藩	
331	715 0 3	0	715 0 3		8.3					
117										
☆☆ 718 0 3						12.5			跡部山城守良弼	
230 1 2						25.0			阿部遠江守正藏	
198 3 2						25.0			水野若狭守忠一	
27,005 0 2	56,487 3 2	5,696 1 1	50,785 3 3	468,244	939.6	924.86	592.55	4,823.13		

高2682両 (証文1通)。

78貫738.28匁 (証文2通) と元金高5395両・元入金高1000両・残金高4715両 (証文3通) とある。

「証券覚日記 (森本店)」 (明治6～8年 [同上 佐古文書 : 近江屋F11-16]) より作成。

表1 大名貸し債権

地方	藩名等	家名	「旧諸藩・御証札員数目録」 (全容)：銀		「証券覚日記」(旧公債採用分)：銀			「旧諸藩・御証札員	
			A：残銀高(全容)	B：利息銀高	C：元銀高	D：元入銀高	E：残銀高 (旧公)	F：残金高 (全容)	
			貫、匁	貫、匁	貫、匁	貫、匁	貫、匁	両分朱	
東北	蝦夷地館	松前						2,682	
東北	陸奥国会津	松平	138,000.000	65,136.00					
東北	陸奥国盛岡	南部	7,174,381.630	2,445,179.74				850	
東北	陸奥国仙台	伊達	51,673.666	930.05					
関東	常陸国水戸	徳川	77,000.000	35,410.00	77,000.000	0	77,000.000		
関東	常陸国土浦	土屋	411,610.350		368,600.000	38,789.650	329,810.350	3,190	
関東	武蔵国川越	松平	★★ 5,000.000	★★ 19,200.00					
関東	一橋	一橋						520	
東海	三河国田原	三宅	33,000.000	10,800.00	84,000.000	51,000.000	33,000.000	521 1 3	
東海	三河国寺部	渡辺	33,000.000	28,099.50				☆ 2,300	
東海	尾張国名古屋	徳川	70,022.850	4,410.00	300,006.100	230,000.000	70,006.100	2,717 2	
東海	美濃国加納	永井	44,612.160		104,095.000	59,482.840	44,612.160		
東海	伊勢国津	藤堂	14,565.375						
東海	伊勢国亀山	石川						20,678 0 3	
北陸	加賀国金沢	前田						1,078 1 3	
北陸	越前国福井	松平	78,738.280	49,280.00				☆☆ 4,512 2 2	
北陸	越前国鯖江	間部	17,400					☆☆ 2,299 2	
関西	丹後国宮津	松平	3,266.680						
関西	摂津国高槻	永井	★ 140,000.000	★ 181,350.00	140,000.000	0	140,000.000		
関西	摂津国尼崎	松平	89,000.000	102,240.00					
関西	大和国小泉	片桐						814	
関西	紀伊国新宮	水野						4,127	
関西	播磨国明石	松平	2,768,800.000		3,059,000.000	290,200.000	2,768,800.000	12,150	
関西	播磨国姫路	酒井	★★ 16,946.640	★★ 33,893.28					
中国	備前国岡山	池田	33,347.300	4,704.00					
中国	備中国新見	関	55,666.670	17,082.66	55,000.000	3,333.330	51,666.670		
中国	周防国岩国	吉川	85,140.000					1,998 2 1	
中国	石見国津和野	亀井	1,590					79 3	
四国	土佐国高知	山内	935,223.410	28,335.44	1,546,510.000	641,401.930	905,108.010	4,000	
四国	伊予国松山	松平	3,440.000						
九州	豊前国豊津	小笠原	146,985.600		153,110.000	6,124.400	146,985.600	3,183 2 1	
九州	豊後国府内	松平	★★ 490,983.950	★★ 1,364,117.57					
九州	豊後国森藩分地	久留島	163,183.420	50,105.74				729 2 3	
九州	豊後国森	久留島	811,209.483	79,404.17				24,183 0 3	
九州	筑前国秋月	黒田	★ 911,314.650	★ 1,179,628.97	973,829.650	62,515.000	911,314.650		
九州	肥前国平戸	松浦	283,830.370		259,530.000	73,428.000	186,102.000		
九州	肥前国嶋原	松平	78,699.427						
九州	肥後国人吉	相良	782,605.720	53,564.80	760,450.000	122,844.280	637,605.720		
九州	対馬国厳原	宗	★ 1,171,839.930	★ 1,665,288.60	1,160,306.240	179,495.400	980,810.840		
九州	日向国延岡	内藤	74,375.000						
九州	日向国佐土原	島津	826,193.826	277,747.22	726,193.826	0	726,193.826	965 0 3	
九州	薩摩国鹿兒島	島津	600,269.770						
熊野三山	紀伊国三山貸附金							325	
町奉行	元大坂御奉行	跡部	★★ 30,000.000	★★ 83,370.00				☆☆ 300	
町奉行	元大坂御奉行	阿部						300	
町奉行	元大坂御奉行	水野						200	
旧幕府	旧幕府御用金	徳川	438,023.860					20,200	
旧幕府	旧幕府請持分	徳川	113,883.360					140	
合計額			19,185,852.367	7,779,277.74	9,767,630.816	1,758,614.830	8,009,015.926	115,045 2 2	

注1：蝦夷地館（松前）は史料では「陸奥国松前」とある。また、松前藩は集計上「東北」に分類した。

注2：館一大阪府裁判所へ出した「乍恐口上」（明治2年8月2日）では、松前藩は元金高4470両、元入金高1788両、当時残金

注3：福井一大阪府裁判所へ出した「諸家様御証文之分」（明治2年7月）と「乍恐口上」（明治2年8月2日）では、残銀高

注4：藩・家名は日本史広辞典編集委員会編『日本史要覧』山川出版社、2000年、118～134頁を参照。

出典：「旧諸藩・御証札員数目録 初戻り」(作成年未詳[大阪商業大学商業史博物館所蔵 佐古慶三教授収集文書：近江屋F11-4])、

図1-1 「残銀高(全容)」地方別集計

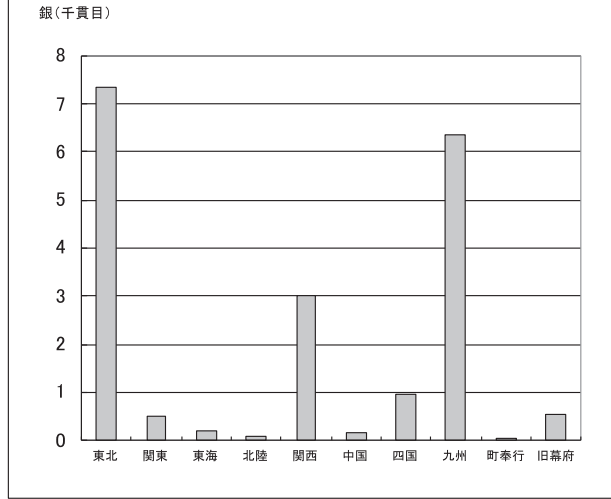
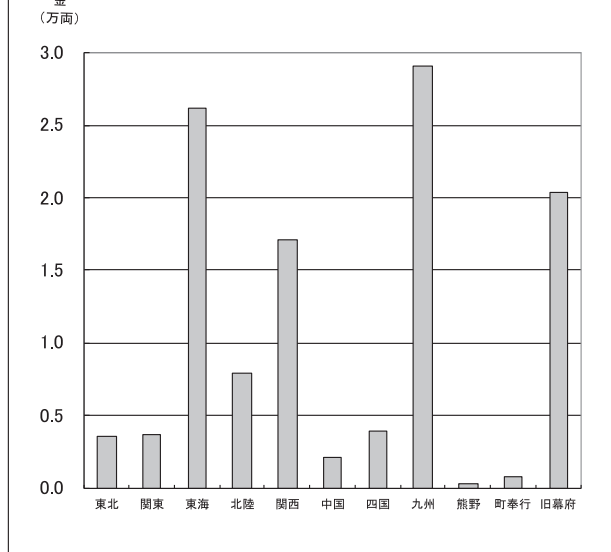


図1-2 「残金高(全容)」地方別集計



とにする。まず、近江屋が銀債権を持つ幕藩等は三九件を数え、「A…

残銀高(全容)」の総額は銀一万九一八五貫八五二・三六七匁になる。

残銀高の多い藩については、銀一〇〇〇貫目以上には盛岡・明石・厳原の三藩がある。銀九〇〇貫目台には高知・秋月藩、銀八〇〇貫目台には佐土原・森藩、八〇〇貫目未満は銀五〇〇貫目前後には人吉・鹿児島・府内藩が続いている。

「A…残銀高(全容)」を円グラフで表すと図2-1-1になる(1%未満は四捨五入)。残銀高の総額に占める割合が最も高い藩には、盛

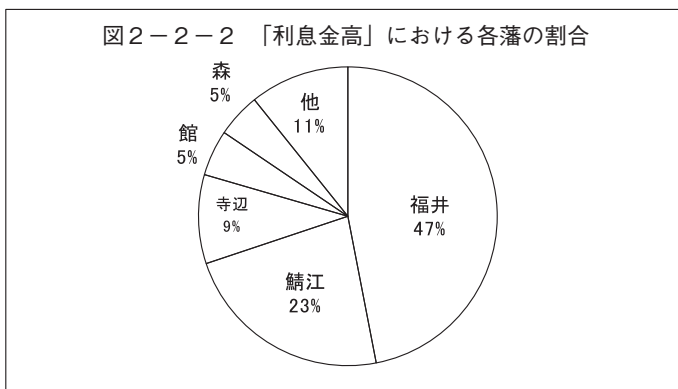
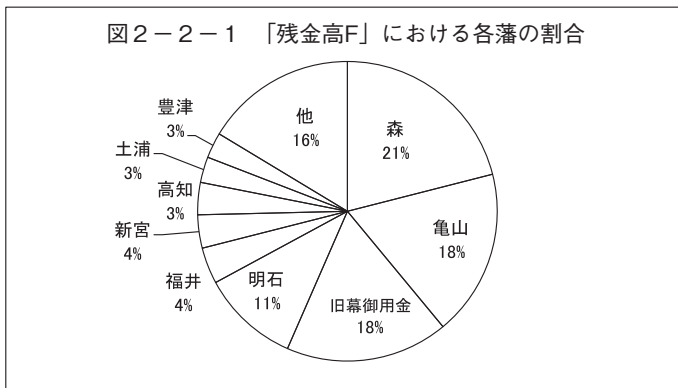
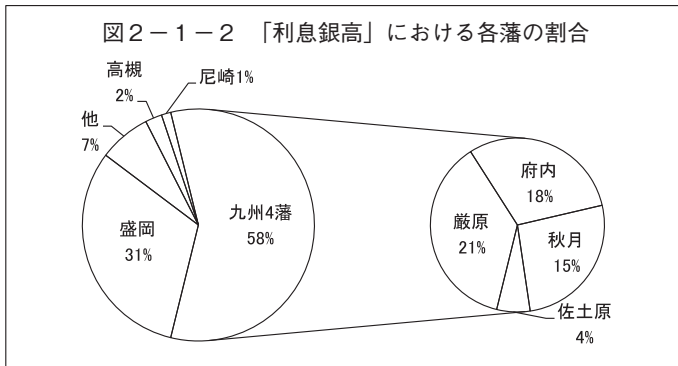
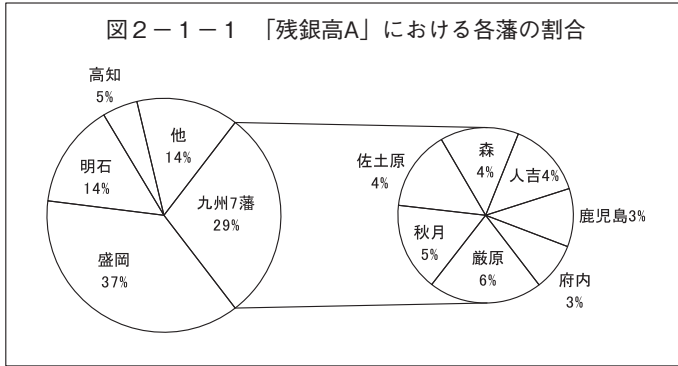
銀高(全容)」総額の半分を超えることになる。

次に、表1では九州の藩は分地も含めて全一藩が数えられる

が、図2-1-1で元銀高が多い上位の一〇藩でも九州の藩が、厳原(六%)・秋月(五%)・佐土原(四%)・森(四%)・人吉(四%)・鹿児島(三%)・府内(三%)と七藩も含まれている。この七藩では合計銀五五九四貫四一七・三二九匁で、割合では二九%となり約三割近くを占めることになり、近江屋と九州諸藩との経済的関係の深さも窺

える。

岡藩が三七%(銀七一七四貫三八一・六三匁)で突出している。次に、明石藩が一四%(銀二七六八貫八〇〇目)、厳原藩が六%(銀二七二貫八三九・九三匁)になる。「A…残銀高(全容)」では貸付先が特定の藩へ集中している傾向が窺える。まず、盛岡・明石藩の二藩だけでも合計銀九九四三貫一八一・六三匁になり、割合にすると五二%にも及び、「A…残



利息銀高について、表1「B・利息銀高」の分析をしていくことにする。「B・利息銀高」の総額は銀七七九貫二七七・七四匁になる。そして、銀一〇〇貫目以上の藩には盛岡・厳原・府内・秋月の四藩がある。それ以下になると、銀二〇〇貫目台まで下がって佐土原藩があり、銀一〇〇貫目台には高槻・尼崎藩が続いている。「B・利息銀高」を円グラフで表すと図2-1-2になる。利息銀

高の総額に占める割合が最も高い藩には、残銀高の場合と同様に盛岡が三二%（銀二四四五貫一七九・七四匁）で突出している。先の残銀高でも厳原・秋月・佐土原・森・人吉・鹿児島・府内の七藩が総額の約三割を占める事を述べたが、「B・利息銀高」の総額では、先の七藩の内、厳原（二二%）・府内（二八%）・秋月（一五%）・佐土原（四%）の四藩が総額の五八%（銀四四八六貫七八二・三六匁）に達し、全体



の約六割近くを占めている。しかし、残銀高六〇〇貫目余の鹿児島だが、利息銀高は無い。以上述べてきたように、「A・残銀高(全容)」と同じように、「B・利息銀高」が多い藩を考察しても、盛岡藩と九州の特定の藩に偏る傾向を示している。

それに、「B・利息銀高」が「A・残銀高(全容)」を上回る藩なども見受けられ、それらには、表1の両方の項目に★を付した(二倍以上を上回る場合には★★)の藩には、川越・高槻・尼崎・姫路・府内・秋月・厳原・大坂町奉行(跡部)の八藩等があげられる。特にその内でも、川越藩は三倍以上となっており、姫路・府内藩と大坂町奉行(跡部)については、二倍以上である。これらは、近江屋と藩当局との間で藩債整理が行われることなく、明治政府の藩債処分を迎えたものである。

### 3 残金高と利息金高の分析

残金高について、表1「F・残金高(全容)」を分析していくことにする。まず、近江屋が金債権を持つ幕府・藩は二七件を数え、「F・残金高(全容)」の総額は金一一万五〇四五両二分二朱になる。残金高の多い藩については、金二万両以上の幕藩には森・龜山藩、旧幕府御用金の三幕藩があり、金一万両台には明石藩がある。それ以下の額については、金四〇〇〇両台に福井・新宮・高知の三藩があり、金三〇〇〇両台には土浦・豊津の二藩がある。

「F・残金高(全容)」を円グラフで表すと図2-2-1になる(一%未満は四捨五入)。残金高の総額に占める割合が最も高い藩に

は、森藩が二一%(金二万四一八三両三朱)・龜山藩が一八%(金二万六七八両三朱)・旧幕府御用金が一八%(金二万二〇〇両)・明石藩が一%(金一万二二五〇両)と続くが、この四幕藩で全体の六七%になる。それに、金三〇〇〇~四〇〇〇両台の五藩(福井・新宮・高知・土浦・豊津藩で各々三~四%を占める)の割合を合計すると一七%であって、他の藩(一六%)も含めて考えても、貸付先が残銀高よりは分散された傾向が窺える。しかし残銀高と同じように、森藩への貸し付けの多さが特徴的でもある。

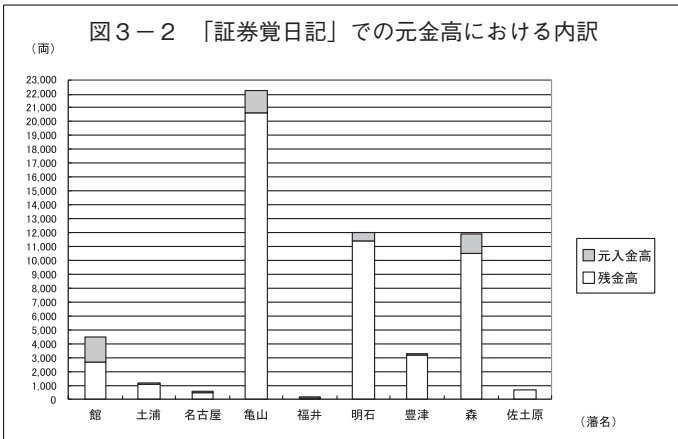
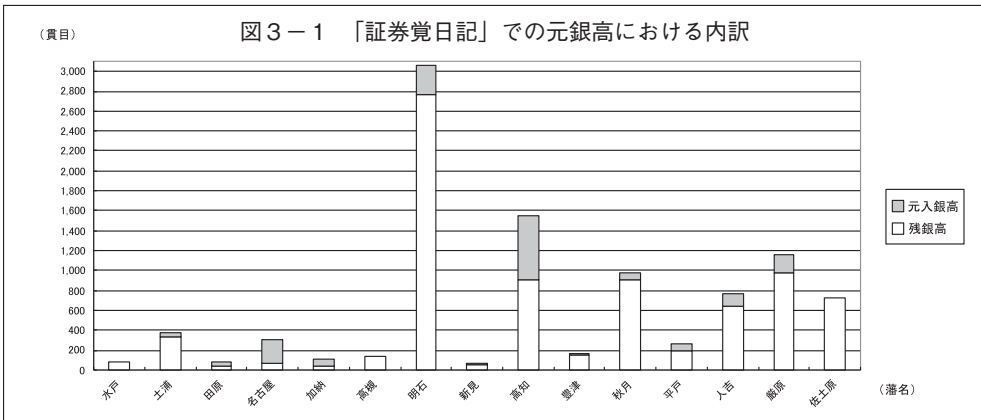
利息金高について、表1「G・利息金高」を分析していくことにする。「G・利息金高」の総額は金二万七〇〇五両二朱だが、これを円グラフで表すと図2-2-2になる。そして、最も多いのは福井藩で四七%(金一万二六八〇両二分二朱)、次に鯖江藩が二三%(金六一八七両二分三朱)で続く。それ以下では、金二〇〇〇両台には寺辺藩があり、金一〇〇〇両台には館・森藩がある。そして、越前国福井・鯖江藩に占める利息金高が多いのが特徴的だが、この二藩だけで合計金一万八八八両一分一朱になり、その割合は七〇%を占めている。ここでも「G・利息金高」が「F・残金高(全容)」を上回る藩などが見られ、それらには、表1の両方の項目に☆を付した(二倍以上を上回る場合には☆☆)。それには福井・鯖江・寺辺藩、大坂町奉行(跡部)の四藩等があげられるが、福井・鯖江藩は三倍近くになっている。

二 「証券覚日記」にある藩債

表1の「証券覚日記」(旧公債採用分)には、近江屋から藩への貸付額全体である「C:元銀高」「H:元金高」、藩からの返済額である「D:元入銀高」「I:元入金高」、そして近江屋から藩への貸付残高を示す「E:残銀高(旧公)」「J:残金高(旧公)」がある。

次に、「C:元銀高」「H:元金高」に対し、返済である「D:元入銀高」「I:元入金高」がどの程度まで進んでいたかを考察していきたい。表1の「証券覚日記」(旧公債採用分)で、「C:元銀高」「H:元金高」に対して返済の「D:元入銀高」「I:元入金高」の進行状況を示したものが、銀は図3-1、金は図3-2になる。

銀を示した図3-1を考察すると、元入銀高の率は水戸・高槻・佐土原藩は0%で、他の藩でも土浦11%、田原61%、名古屋77%、加納57%、明石9%、新見6%、高知41%、豊津4%、秋月6%、平戸28%、人吉16%、厳原15%となり、全体の銀額からの平均としては18%となる。元銀高一〇〇貫目前後の藩である田原・加納藩では共に約六割前後を元入れしており、元銀高三〇〇貫目の名古屋藩でも約八割を元入れしている。また、元銀高一五〇〇貫目



を越す高知藩でも約四割を元入れしており、これは藩政改革の成功に  
 拠るものと考えて差支えないだろう。

そして、表1の「旧諸藩御証札員数目録」(全容)で、「B:利息銀高」  
 が「A:残銀高(全容)」を上回る藩には秋月・厳原藩が含まれるが、  
 そこに元入銀高の率も含めて考えると近江屋にとってこの二藩は相当  
 な不良債権だったと言えよう。

金を示した図3-2を考察すると、元入金高の率は佐土原藩が〇%  
 で、他の藩では、館四〇%、土浦五%、名古屋一五%、龜山七%、福  
 井四二%、明石五%、豊津二%、森一二%となり、全体の金額からの  
 平均としては一〇%となる。後述の事情がある福井藩は別にして、最  
 も元入れが進んでいたのは館藩である。元金高二万両台の龜山藩では  
 金額が大きい故なのか、あまり元入れが進んでいない。同様に、元金  
 高一万両台の明石・豊津藩でもあまり元入れが進んでいない。それ  
 に福井藩は金額も小さく、元入金高の率も高いが、これには別の事情  
 が存在する<sup>(8)</sup>。それに本来は「G:利息金高」が「F:残金高(全容)」  
 を上回る藩でもある。

### 三 藩債整理と長期年賦化

#### 1 幕末の大名貸と近江屋

文化期(一八〇四〜一八一八)頃に書かれた『草間伊助筆記 卷三』

には、藩では年々返済すべき約束を違え、借財を返済せずに滞らせて  
 くる。その上、蔵屋敷より借財の新古の差別をつけてきて、古いもの  
 は無利息にして凡そ二五〇年・一五〇年・一〇〇年賦にして、新しい  
 ものでも三朱・四朱へと利下げにしてくる事が多いと述べている<sup>(9)</sup>。

そして、幕末の大名貸の状況について、三井組の大坂両替店から江  
 戸両替店への弘化元年(一八四四、二月一日まで天保一五年)一二  
 月二五日書状で江戸へ半期ごとの景気報告をしている「当地世間向之  
 様子」の中で次のように記している。

直段引下ケ不申売買六ヶ敷候二付無何与淋敷、諸商人共不景気之  
 由、市中金銀融通甚六ヶ敷手狭二相見得申候、右二付両替屋入込  
 金銀取立候者有之候哉、当秋以来所々小両替店相休候向方々有之、  
 尤去冬被仰付候御用金之内当冬納之内余程不納御座候由、且江戸  
 表御本丸御普請二付御大名方江壹万石二付金サ舟<sup>〔五町〕</sup>宛献金被仰付  
 候由、右二付諸御蔵屋敷御差引向も御無理成御頼筋多有之候由<sup>(10)</sup>

大坂では、天保の改革の失敗後も物価が下がらず、売買も落ち込ん  
 で商人たちも不景気である。市中での金銀の融通も悪く、そのため両  
 替屋に入り込み金銀を取り立てもあって、秋以降は小両替屋が取り立  
 てを防ぐ休店も見られた。天保一四年(一八四三)の御用金でも弘化  
 元年納分が集まらない事態になっており、そこに、五月一〇日の江戸  
 城本丸炎上に伴う普請で、幕府が諸大名へ一万石に付金五〇〇両の献  
 金を仰せ出したことで、両替屋と蔵屋敷との間の差引でも無理な依頼  
 が多くなったと分析している。

近江屋でも、安政五年（一八五八）五月二三日付「乍恐口上之覚」に、十人両替が大坂での金銀払底の原因を尋ねられた際に「近来異国船度々渡来、天災度々等二而、諸家様御借入多端ニ御坐候、就而者為御備金、諸家様江引方員数莫大之事与奉存候<sup>11</sup>」と大坂町奉行所の地方役人へ返答している。つまり、異国船の来航や天災で藩の借入額も多くなり、藩では御備金として、大坂より藩領内へ莫大な金銀が流れ出ていると考えられると分析している。

このような状況に関連して、幕末の大名貸は、大坂銀主から藩への貸付額の急増し、他方では藩からの返済御断り、藩債の利下げ、長期年賦化も多く見受けられるが、経営上でも藩と協力しつつも大坂銀主やその手代などが藩財政を指導していく例が増加している。

近江屋の大名貸での利率や利息については、「組込滞利」の額が記されている場合は多いため、ほとんどが不明であるが、例をあげるならば、森藩では月三朱〜七朱（〇・三〜〇・七%）、元治元年（一八六四）一月に川崎東照宮である川崎御宮御修復銀へ銀五貫九〇〇目の貸し付けでは月四朱（〇・四%）、後述の水戸藩の例では月八朱（〇・八%）が判明するに過ぎない。

表1の「旧諸藩御証札員数目録」（全容）の部分を見ると、高い残銀高・残金高があるのにも係わらず利足銀高・利足金高が計上されていない藩が存在する。これらについては、史料の制約により確認はできないが、近江屋と藩との間で何らかの藩債整理が行われた可能性があることも指摘しておく。「証券覚日記」にも、複数の証文を一紙へ

と書き替えられた藩債や長期年賦化された藩債の例を確認することができる。まず、豊津藩（旧小倉藩）では明治三年（一八七〇）二月に銀額から金額へ換算された藩債の本来は、「慶応二寅十二月調達」の部分と「慶応二寅十二月証文七通分壹紙ノ高」の部分であり、後者は証文七通を一紙に書替えたものである。後述する明石藩では、証文が書き替えと、長期年賦化された事例でもある。

それでは次に、「証券覚日記」に基づいて近江屋と藩当局との間で行われた藩債形成・整理の状況について考察を加えていきたい。

## 2 藩債整理

「証券覚日記」には近江屋と藩との間で行われた藩債整理も記されており、これら史料を考察することで、藩債の形成過程も窺い知ることがもできる。水戸藩・土浦藩・明石藩・豊津藩（旧小倉藩）・厳原藩（対馬府中藩）の史料を考察していきたい。

### （史料1）水戸藩

表1において、「A・残銀額（全容）」は銀七七貫目、「B・利息銀高」は銀三五貫四一〇匁であり、「A・残銀額（全容）」と「C・残銀額（旧公）」の額は一致する。しかし、この残銀高に対する藩からの元入れはなされなかった。そして、藩債は次の史料に示すように形成された。

文久三亥年七月

銀五拾貫目

文久三亥年七月

銀貳拾七貫目

メ七拾七貫目

内

銀拾四貫貳百目

安政三辰年十二月調達

十式貫目八百九拾九匁四分

文久貳戌年九月四拾貫匁調達の節

足し銀

三十三貫九百目

文久三年七月調達

メ六拾貫九百九拾九匁四分

(中略)

分行証文之内

銀五貫六百六拾五匁八分

組込利銀

銀七貫貳百拾匁貳分五厘

右年賦之内江可受取金代、文久貳戌

九月調達の廉

銀式拾四匁五分五厘

同断之節端銀可受取分

銀三貫百目

文久貳戌年九月差引之節、本行之通足し銀ヲ以銀四拾貫目

調達利足月八朱、此利足十ヶ月分三貫貳百目之内百目ハ認

証文替之節用捨差引く可受取分

メ拾六貫目六分

棄捐

文久三年(一八六三)七月の銀五〇貫目と銀二七貫目の二口より

形成されている。まず銀の調達は、安政三年(一八五六)十二月、

文久二年九月、文久三年七月に行われ、この三回の合計で銀六〇貫九百九十四匁となった。

これに加えて「分行証文之内」で、(I)「組込利銀」、(II)文久二年九月の調達時に「古年賦之内江可受取金代」と(III)文久二年九月の調達時の「端銀」、(IV)文久二年九月調達の銀四〇貫目に対する利息月八朱(〇・八%)の一月分(同三年七月まで)が銀三貫二〇〇目だが、文久三年七月の証文書き替え時に銀三貫一〇〇目へ差し引いた。ここで、(V)「分行証文之内」の合計(I+IV)は銀一六貫目六分である。そして、銀の調達三回分と「分行証文之内」を合計すると、銀七七貫目となる。

#### (史料2) 土浦藩

表1の「A:残銀額(全容)」と「E:残銀額(旧公)」の額は一致しない。他に、「G:利息金高」の金一〇〇両が見られる。

「証券覚日記」では「C:元銀高」銀三六八貫六〇〇目と「H:元金高」金一一六〇両より成る。金は「慶応三卯年五月 金千六百拾兩」とあり、これは安政三年に「三ヶ度調達高」の金八〇七兩、「滞利組込分」の金三五三兩より成っている。その後、金六〇両が元入れされ残金高一〇〇〇両となった。

銀は次ように構成される。①慶応二年一月に銀六〇貫目、②明治二年(一八六九)に銀八〇貫目、③慶応二年一月の銀二二八貫六〇〇目は、弘化期より調達した口々・滞利を組み込む形で藩債が整

理され、慶応二年に証文一通へ書き替えられた。その史料は次のようになる。

慶応二寅年十一月

△<sup>(朱書)</sup> 銀貳百貳拾八貫六百目

但弘化年度より調達、口々并滞利共組込二而、慶応貳寅年本行之通一紙証文与相成、

則内訳左二

百七拾九貫百目

弘化度四口調達残元嘉永四年分利付

七拾八匁五分貳厘

前同断、差引之節端銀可受取分帳合不知

○<sup>(朱書)</sup> 二拾九貫四百九匁七分八毛

同断、元入残滞利銀可受取分

○<sup>(朱書)</sup> 七拾一貫貳百目

嘉永元年分外之口滞利銀四口メ高可受取分

拾二匁八分五厘

同断、差引之節端銀可受取分帳合不知

メ貳百七拾九貫八百匁七厘八毛

内

元入銀

三拾貳貫五拾匁匁四分六厘

百七拾九貫百匁之内江四ヶ度元入受取

拾九貫百四拾貳匁六分貳厘

七十一貫貳百目之内江四ヶ度元入受取

\*△<sup>(朱書)</sup> 六貫七百八拾九匁六分五厘

本行貳百貳十八貫六百目之内へ三ヶ度元入

メ五拾七貫九百八拾三匁七分三厘

(下略)

(\*)の箇所に朱書で「本行証文之内此元入銀并棄捐之分引ク事」とある。

「内訳」については、(I) 弘化期に調達した四口で嘉永四年より利息が付く元銀一七九貫一〇〇目、(III・IV) 近江屋が「可受取分」の滞利銀の合計が銀一〇〇貫六〇九・八〇七匁、(II・V) 近江屋が「可受取分」の端銀の合計が銀九一・三七匁、(VI) I〜Vの合計が二七九貫八〇一・〇七八匁である。

他方「元入銀」では、(VII・VIII) 弘化度の四口と嘉永元年より外の口に対し四回の元入れがあった、(IX) 慶応二年の証文一通への書き替え後に三回の元入れがあり、(X) 藩から合計で銀五七貫九八三・七三匁の元入れがなされた。

土浦藩との経済的関係としては、飛び地である和泉国淡輪での文久三年(一八六三)の藩札は、銀一匁札が大坂の平野屋孫兵衛・安兵衛の扱いである。銀五匁札が「大坂舟場 久太郎町」近江屋とあるが、地名や用いられている印鑑から近江屋猶之助の扱いだったことが考えられる。<sup>(18)</sup>

VII

VIII

X

IX

## (史料3) 明石藩

表1の「A…残銀額(全容)」と「E…残銀額(旧公)」は共に銀二七六八貫目で一致する。しかし、「F…残銀額(全容)」は金一万二二五〇両で、「J…残金額(旧公)」は金一万一四〇〇両で一致していない。そして、明石藩へ対する藩債の内訳は、次に示す〔I〕金一万二〇〇〇両・銀一三二四貫目、〔II〕銀一六四五貫目、〔III〕銀一〇〇貫目<sup>⑨</sup>、という三つの部分から構成され、「I」の合計の元銀高は三〇五九貫目である。

特に「I・II」については、長期年賦化された典型的な事例になる。

〔I〕

慶応二寅年十一月

金壹万貳千両与

銀千三百拾四貫目

右証文之訳

金五千両 嘉永三戌年十二月調達

金八拾両 慶応二寅年十一月証文書替之節調達

メ金五千八拾両

外二

金六千九百貳拾両

銀五百貳拾九貫三百五拾九匁五分九厘

嘉永三戌十二月の同六年丑六月迄調達残元

銀百八拾目貳厘

慶応二寅十一月証文書替之節調達

メ銀五百貳拾九貫五百三拾九匁六分一厘

外二

銀七百八拾四貫四百六拾目三分九厘 組込滞利メ高

メ金壹万貳千両与

銀千三百拾四貫目

本行証文慶応二寅年の百ヶ年賦与相成同年十一月の明治三午年十一月迄五ヶ年分元入

金六百両

元入受取

銀六十五貫七百目

内容は次のようになる。まず金方の元金は、嘉永三年(一八五〇)一二月に金五〇〇〇両を調達し、慶応二年一二月の証文書替え時に金八〇両を調達し、合計で金五〇八〇両となった。この元金の組込滞利が金六九二〇両に及び、元金と組込滞利の合計が一万二〇〇〇両になる。次に銀方の元銀は、嘉永三年一二月の同六年六月の調達残元が銀五二九貫三五九・五九匁で、慶応二年一二月の証文書替え時に銀一八〇・〇二匁を調達し、合計で銀五二九貫五三九・六一匁になる。ここに「組込滞利メ高」銀七八四貫四六〇・三九匁を加えると銀一三二四貫目になる。

慶応二年の証文書替えで一〇〇年賦になり、同年から明治三年の五年分(金六〇〇両・銀六五貫七〇〇目)が元入れされた。一〇〇年賦返済仕法へ改めた事で、年に金一二〇両と銀一三貫目一四〇目ずつ

を元入れする事が窺える。

〔Ⅱ〕

慶応二寅年十一月

銀千六百四拾五貫目

右証文之訳

銀千三百七拾九貫百八拾目四分壹厘

安政二卯年十二月分慶応元丑年十二月迄

調達残銀

銀四百六拾九匁九分

慶応貳寅年十一月証文書換之節

調達銀

二口

メ銀千三百七拾九貫六百五拾目三分壹厘

外二

銀貳百六拾五貫三百四拾九匁六分九厘 組込滞利メ高

メ銀千六百四拾五貫目

本行証文慶応二寅年分五十七ヶ年賦与相成、同年十一月分明治三年

年十一月迄五ヶ年分

元入

銀百六拾四貫五百目

元入受取

メ(下略)

安政二年(一八五五)一二月分慶応元年に銀一三七九貫

一八〇・四一匁と、慶応二年一二月の証文書き替え時に銀四六九・九匁を調達し、二口合計で銀一三七九貫六五〇・三一匁になる。ここに「組込滞利メ高」の銀二六五貫三四九・六九匁を加えると銀一六四五貫目になる。慶応二年の証文書き替えで五〇年賦になり、同年から明治三年の五年分(銀一六四貫五〇〇目)が元入れされた。五〇年賦返済仕法へ改めた事で、年に銀三二貫九〇〇目ずつを元入れする事が窺える。

〔ⅠⅤⅢ〕の合計の元銀高三〇五九貫目に対する元入銀高は、〔Ⅰ〕六五貫七〇〇目、〔Ⅱ〕一六四貫五〇〇目、〔Ⅲ〕六〇貫目、合計で銀二九〇貫二〇〇目になる。

〔史料4〕豊津藩

表1において旧小倉藩は、「A:残銀額(全容)」と「C:残銀額(旧公)」は銀一四六貫九八五・六匁で一致する。他方で、「F:残金額(全容)」は三一八三兩二分一朱とあり、「J:残金額(旧公)」でも三一八三兩とあるため、金額でもほぼ一致している。そして、藩債の銀方は次のように形成されたことが窺える。

安政元寅十一月

銀百五拾三貫百拾匁

内元入銀六貫百貳拾四匁四分

残元銀百四拾六貫九百八拾五匁六分

但元入メ高銀六貫百貳拾四匁四分古中割合、壹貫目二付銀

四百目かへ法



内

銀六拾七貫貳百匁

天保度銀七拾貫匁平五殿名前之分右之法ヲ以引く高

銀貳十貳貫百八拾五匁六分

宗良右殿分年度不知、貳十三貫百拾匁分、前同斷

メ八拾九貫三百八拾五匁三分

棄捐

安政元年一月の一五三貫二一〇匁は、六貫二二四・四匁が返済されて、残高が一四六貫九八五・六匁になった。そして返済分の銀高については、六貫二二四・四匁を一貫目につき四〇匁替えをしたと見なしている。<sup>(20)</sup>

この一五三貫二一〇匁には、天保度の平五（平野屋五兵衛）の七〇貫目（返済分の銀高は二貫八〇〇目）<sup>(21)</sup>と、年度不明の宗良右（詳細未詳）の二三貫一一〇匁（返済分の銀高は九二四・四匁）<sup>(22)</sup>が含まれている。平五の残高は六七貫二〇〇匁、宗良右の残高は二二貫一八五・六匁で、合計が八九貫三八五・六匁は棄捐になっている。

そして、「証券覚日記」には近江屋が藩財政への多大な貢献により、毎年二五貫目を送られることになった書き写された天保一一年（一八四〇）九月一五日付の一紙が挟まれている。<sup>(23)</sup>

永代証書

近年吉凶打続臨時入用莫太之及金高、勝手方銀操等大二差支、至極難洪之折柄、其許へ致頼談候処、其段深被酌請格別之実義を以、大銀預加勢差向当難等相弁、役々一統大慶不過之此旨、大膳<sup>(小笠原忠固)</sup>太夫殿

へ申口二候処過分被存候、依之右為恩賞毎年銀廿五貫目宛永々無相違差送可申候、勿論右操<sup>(印)</sup>類外之訳柄候条、此後猶改革主法替等之義有之候

共、聊違変無之候、仍如件

大坂詰合本方中役

(印)

芝尾与次助

(花押)

大坂留守居

(印)

天保十一庚子年九月十五日

相生六左衛門

(花押)

元メ役勘定奉行兼勤

(印)

三溝平蔵

(花押)

元メ役

(印)

大池丹吾

(花押)

郡代元メ役兼勤

(印)

平林正兵衛

(花押)

元メ役

(印)

伊藤半右衛門

(花押)

大奉行

(印)

原源太左衛門

(花押)

近江屋半左衛門殿  
前書有之趣慥聞届、永々違変無之候、仍奥書如件

(印)

小笠原藏人

(花押)

(印)

## (史料5) 厳原藩

表1において旧対馬府中藩は「A:残銀額(全容)」と「E:残銀額(旧公)」の額が一致していない。そして、藩債の一部は次の史料に示すように形成されている。

嘉永五子年正月

銀貳百九拾六貫目

但嘉永五子年正月差引之節、組込滞利共合銀貳百九拾七貫七拾五匁之処、本行一紙証文与相成、端銀壹貫七拾五匁受取、其後元入三口ノ六拾貳貫九匁八分四厘受取、此度御所分右端銀与元入高合銀六拾三貫八拾四匁八分四厘、惣高銀貳百九十七貫七十五匁ニ割合、壹貫目ニ付銀貳百拾貳匁三分五厘三毛〇七カヘ之法与相成

組込滞利

銀拾五貫八百拾貳匁壹リ

棄捐

右組込滞り貳拾貳貫七拾五匁、右法ヲ以割合セ引残代銀(下略)

嘉永五年(一八五二)正月の差引をした際に、元銀と組込滞利を合わせて二九七貫七五匁の一通の証文へと書き換え、近江屋は端銀一貫七五匁を受け取り、証文面は二九六貫目となった。

小笠原齋宮(花押)

小笠原縫殿(原脱)(花押)

その後、三口で合計六二貫九・八四匁が近江屋へ返済され、先の端銀をも合計した返済分は六三貫八四・八四匁になり、残高が二三三貫九〇・一六匁となっていた。そして返済分の銀高については、二九七貫七五匁を一貫目につき二二・三三三〇七匁替えをしたと見なしている<sup>23)</sup>。

次に「組込滞利」についても示されており、二九七貫七五匁の一通の証文へと書き換えた時に含められた組込滞利は二〇貫七五匁である。そして、残高が二三三貫九〇・一六匁のときの組込滞利は一五貫八二・〇一匁とも記されており、この割合は約六・七五%に相当する額になる。

## おわりに

本稿では「旧諸藩御証札員数目録」、「証券覚日記」の江戸時代中の内容を中心に、森本家近江屋の大名貸について、貸付先の特徴や貸付額の状況を中心に分析を試みた。本稿の結論については次の二点にまとめることができる。

第一に、表1の「旧諸藩御証札員数目録」(全容)に基づき残銀高・残金高を合わせた要点は次のようになる。①森本家近江屋の最大の貸付先は九州の諸藩であって、合計で銀六三〇〇貫目余と金二万九〇〇〇両余に及んだ。この事からも近江屋の大名貸は、九州の

諸藩に重心を置いた展開を見せていたが、府内・秋月・厳原藩のように「利息銀高」が「残銀高（全容）」を上回る藩もあった。②関西の諸藩は、合計で銀三〇〇〇貫目余と金一万七〇〇〇両余で九州に次いで額が大きい。しかし、関西の諸藩への債権には不良化したものが多い傾向が窺われる。貸付先は七藩だが、その内の高槻・尼崎・姫路藩は「利息銀高」が「残銀高（全容）」を上回る。それに、明石藩は史料で考察したように、貸付額も多く、加えて組込滞利も多く長期年賦化された藩債もあった。

第二に、表1の「旧諸藩御証札員数目録」（全容）での残銀高のみでは東北が最も多いが、このほとんどが幕末の盛岡藩への貸付額によるものである。他方、残金高のみでは東海が多いが、ほとんどが伊勢亀山で占められる。他にも、近江屋は旧幕府に対して二万両を超える債権者だった。このように、貸付先では盛岡・明石・伊勢亀山・高知・森・厳原藩へ集中する傾向が見られる。しかし、高知藩は幕末に急激に貸付額を増加させた藩だったが、元銀額一五〇〇貫目余に対する元入銀高の割合は四一％にも及んでおり、他藩とは異なって返済が進んでいる。

明治に入って急激に経営を衰退させ、金融の表舞台から姿を突然消した近江屋猶之助両替店だが、今後の研究については幕末期の近江屋の親戚関係、他にも明石藩の藩債問題を課題にしていきたい。なお本稿作成後に、廣岡家加島屋久右衛門家における大名貸債権と藩債処分、その後の経営再建の研究が刊行された。<sup>(25)</sup>ここに加えて記しておきたい。

## 注

- (1) 「旧諸藩御証札員数目録 初戻り」（作成年未詳〔大阪商業大学商業史博物館所蔵 佐古慶三教授収集文書・近江屋F 一一一四〕。以下〔佐古文書〕と略す。
- (2) 史料には元銀・元金と記されている。「証券覚日記」からも額を確認すると、貸し付けられた元銀・元金から元入銀高・元入金高を差し引いた残銀高・残金高であることが確認できる。
- (3) 「証券覚日記（森本店）」（明治六〇八年〔佐古文書・近江屋F 一一一六〕）。
- (4) 「旧公債五十七年賦証券内訳」（明治六年五月〔佐古文書・近江屋F 一一一三〕）。
- (5) 須賀博樹「両替商と藩債処分―森本家近江屋猶之助の場合―」（大阪商業大学商業史博物館紀要 一八号、二〇一七年）。
- (6) 金一両以下の端数を計算したもので、基本的には金一両は永一〇〇〇文、金一分は永二五〇文に換算される。
- (7) 「扶持米拾五俵相渡通」（文久三年〇慶応三年〔佐古文書・近江屋F 一一一二〕）によれば、佐土原藩から近江屋猶之助へ扶持米が年一五俵贈られていた。
- (8) 福井藩は元々、表1の（注3）で述べた金銀額だった。表1の「証券覚日記（旧公債採用分）「H：元金高」と図3―2に示した金額は、大幅に削減された結果の金額である。
- (9) 「大阪市史」（第五卷）一九二七年、八六五頁。
- (10) 「江戸書状控」（天保一四年〇弘化二年〔三井文庫所蔵 別三三三〕）。
- (11) 「留帳 森本」（嘉永三年〇文久三年〔佐古文書・近江屋F 一一一七〕）所収。
- (12) 「貸金簿 森本」（天保五年〇明治三年〔佐古文書・近江屋F 一一一四〕）。
- (13) 須賀博樹「史料紹介 幕末維新期森藩大坂借財史料」『珍珠郡史談』六八号、珍珠郡史談会、二〇一一年。
- (14) 「旧幕府御用金証文之写」（明治〔佐古文書・近江屋F 一一一三〕）。

- (14) 「証券覚日記(森本店)」(明治六〇八年〔佐古文書…近江屋F一―一六〕)。
- (15) 「証券覚日記(森本店)」(明治六〇八年〔佐古文書…近江屋F一―一六〕)。
- (16) これは「元年度慶応三卯年十一月出銀」とある。
- (17) これは史料での銀額であつて、計算した銀額は二七九貫八〇一・一七七匁になる。
- (18) 日本銀行調査局「図録 日本の貨幣5」東洋経済新報社、一九七四年、一五頁・九四頁。
- (19) 慶応三年二月の調達で、元入銀高六〇貫目で、残銀高四〇貫目である。
- (20) 史料での四百目は誤記で、計算すると四十目が正しく次のようになる。  
一五三貫一〇匁 ÷ 一貫目 = 一五三・一一匁。一五三・一一匁 × 四〇匁 = 六貫一二四・四匁。
- (21)  $七〇貫目 ÷ 一貫目 = 七〇匁$ 。  $七〇匁 × 四〇匁 = 二貫八〇〇目$ 。
- (22)  $二二貫一一〇匁 ÷ 一貫目 = 二二・一一匁$ 。  $二二・一一匁 × 四〇匁 = 九二四・四匁$ 。
- (23) 家老名は次の文献を参照した。橋本博編『改訂増補大武鑑』(中巻)名著刊行会、一九六五年、八二四頁。なお、小倉藩は近江屋半左衛門に銀六〇〇貫目の借入残高があったことが確認できる(「大坂袖鑑 全」(天保一年〔佐古文書…地誌C四―七二〕)五〇丁付紙)。
- (24) 史料と計算での数字は異なるが、計算すると次のようになる。  
 $二七七貫〇七五匁 ÷ 一貫目 = 二九七・〇七五匁$ 。  $二九七・〇七五匁 × 二二・二三三・五三〇七匁 = 六三貫八四・七八八匁$ 。
- (25) 高槻泰郎編『豪商の金融史―廣岡家文書から解き明かす金融イノヴェーション』慶應義塾大学出版会、二〇二二年。大阪市立住まいのミュージアム(くらしの今昔館)編『商都大坂の豪商・加島屋 あきない 町家くらし』大同生命株式会社、二〇二二年。